

告 示

埼玉県告示第八百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年十一月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
まちだ訪問クリニツク	朝霞市本町一一三四一一ボンビラージュテナント一階	令和七年九月三十日
医療法人社団幸心会	入間市扇台五一一五	令和七年九月十七日
入間ゆめクリニツク		
和光ホームケアクリニツク	和光市丸山台三一一二一一二志幸七五	令和七年九月三十日
なごしクリニツク	蓮田市黒浜三〇〇三一三	令和七年九月十七日
いいやま歯科医院	草加市八幡町七六五一	令和二年六月三日
佐藤歯科医院	所沢市小手指町二一一四一一〇	令和七年九月三十日
そうふく歯科医院	所沢市中新井三一三一六	令和七年九月三十日

岡安歯科クリニック	所沢市狭山ヶ丘一一三〇〇三一七かわ らビル二階	日	令和七年九月三十
アンク歯科医院	吉川市保一一九一一二ラ・ボンボニ エール吉川二F	日	令和七年七月三十
藤沢薬局	所沢市南住吉二一一三五	日	令和七年九月三十
日部店	入間	日	令和七年九月三十
わかば薬局 中央春	クオール薬局 入間	日	令和七年十月十三
まごころ薬局 久喜店	春日部市谷原新田一一七七一五	日	令和七年十月十三
ひばり薬局 かやば店	久喜市栗原二一三一一九	日	令和七年九月三十
東松山市本町二一三一一一	深谷市萱場三九八一三	日	令和七年九月三十
薬樹薬局 松山本町		日	令和七年十月十三